

第6章 環境保全措置

環境保全措置の検討は、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が小さいと判断される場合以外の環境影響評価項目について、実行可能な範囲内で環境影響を回避・低減するための検討を行った。

検討結果は、表 6-1 に示すとおりである。

本事業の実施にあたっては、事業計画段階で計画した環境保全対策を確実に実施する他、「騒音」の調査及び予測の結果から検討した環境保全措置を適切に実施することにより、環境への影響を可能な範囲で低減するよう配慮する。

表 6-1 環境保全措置の検討

項 目		環境保全措置の検討					
環境要素	影響要因	環境保全措置の内容	措置の区分	実施主体	環境保全措置の効果の程度	環境保全措置の効果の不確実性	環境保全措置の実施に伴う環境影響
騒音	工事車両の走行	工事車両の走行にあたっては、無用な空ぶかしや急加速等の抑制等を行う。その他、工事工程等の管理や配車計画による工事車両の集中を回避する。	低減	建設事業者	工事車両の走行による騒音への影響を低減できる。	実施主体が関係者に対し、周知、徹底させることで、騒音レベルは低減することから、不確実性は小さい。	想定されない。
	廃棄物運搬車両の走行	廃棄物運搬車両等の走行にあたっては、無用な空ぶかしや急加速等の抑制を行う。	低減	運営事業者	廃棄物運搬車両等の走行による騒音への影響を低減できる。	実施主体が関係者に対し、周知、徹底させることで、騒音レベルは低減することから、不確実性は小さい。	想定されない。